

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【建築都市局都市再生推進部都市再生企画課】2
- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部地域医療課】4
- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部保険年金課】5
- 徴収事務及び収納事務の委託【市民文化スポーツ局文化部長崎街道木屋瀬宿記念館】6
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】7
- 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】13
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】16
- 徴収事務の委託（2件）【建設局河川部水環境課】19

◇ 交 通 局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】21

北九州市告示第132号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの北九州市門司麦酒煉瓦館の利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月7日

北九州市長 武内和久

金額					備考		
展示室	観覧料	—		大人	中学校の生徒以下の者（4歳未満の者を除く。）		
		個人	1人	100円		50円	
		団体（30人以上）	1回	80円		40円	
市民ギャラリー	9時～12時	12時～17時	17時～22時	220円	380円	600円	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回（1日以内）		1,000円		1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。 2 カード式回数券	
	普通自動車	1台1回（1日以内）	駐車を開始した時から30分を超える30分又				

)	はその端数を1単位とし、1単位ごとに100円。ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。	は、50単位の利用ができるものとする。
	カード式回数券	1単位の利用に係る金額に50を乗じて得た額の8割5分に相当する額	3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。 4 前項ただし書に定めるもののほか、指定管理者が必要があると認める場合は、利用料金を前納とすることができる。

北九州市告示第 1 3 3 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定により、北九州市立門司病院における手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

受託者		委託した事務 の内容	委託期間
名称	住所		
医療法人茜会 理事長 吉水一郎	山口県下関市 上新地町一丁 目 5 番 2 号	患者の手数料 徴収	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第134号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月7日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市告示第 1 3 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館運営協議会 理事長 山田 靖	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 1 6 番 2 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号、第51条の30第1項第1号及び第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月7日

北九州市長 武内和久

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
訪問介護ステーションおじゃましま～す 北九州市八幡西区折尾一丁目5番6号	株式会社ラフラ 代表取締役 國廣宗隆 兵庫県尼崎市大庄西町一丁目19番4号	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4016701932
ヘルパーステーションほほえみ 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	株式会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4016701940
ぼちっとな 北九州市戸畑区椎ノ木町10番11-15号	合同会社悠悠 代表社員 安藤哲也 北九州市戸畑区椎ノ木町10番11-15号	身体障害者、障害児及び難病等対象者	4016400659

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
訪問介護ステーションおじゃましま〜す 北九州市八幡西区折尾一丁目5番6号	株式会社ラフラ 代表取締役 國廣宗隆 兵庫県尼崎市大庄西町一丁目19番4号	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4016701932
ヘルパーステーションほほえみ 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	株式会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4016701940
ぼちっとな 北九州市戸畑区椎ノ木町10番11-15号	合同会社悠悠 代表社員 安藤哲也 北九州市戸畑区椎ノ木町10番11-15号	身体障害者及び難病等対象者	4016400659

(3) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ピア野いちご 北九州市門司区下二十町5番27号	有限会社ゆう優 取締役 安藤敏子 北九州市門司区下二十町5番27号	特定無し	4017600752

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
チャレンジマーリン 北九州市小倉北区香春口二丁目6番1号デザイン	株式会社妙香 代表取締役 篠本哲主 北九州市小倉北区妙見町8番2-3号	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語及び内部障害）、	4017801988

ナー・プリンセス・KY3F		知的障害者 及び精神障害者	
---------------	--	------------------	--

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
チャレンジマーリン 北九州市小倉北区香春口二丁目6番1号デザイナー・プリンセス・KY3F	株式会社妙香 代表取締役 篠本哲主 北九州市小倉北区妙見町8番2-3号	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語及び内部障害）、知的障害者及び精神障害者	4017801988

(6) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
Field Gleam（フィールドグリーム） 北九州市小倉南区下石田一丁目1番8号	株式会社フィールド 代表取締役 中村純子 北九州市小倉南区長尾六丁目7番5号	特定無し	4017702210

(7) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
グループホーム 曾根 北九州市小倉南区曾根北町2番	株式会社わーくわーく 代表取締役 浮城 守 北九州市戸畑区牧山二丁目3番5号	特定無し	4027700360

22号			
グループホーム フリーズ 北九州市八幡西 区大浦一丁目1 番3号ヒカリビ ル	株式会社ウイステリア 代表取締役 藤村由紀子 北九州市若松区大字安屋 1679番地15	身体障害者 (肢体不自 由)、知的 障害者及び 精神障害者	4026700213

(8) 指定一般相談支援事業者(地域移行支援)

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援センタ ーほほえみ 北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目2番41号	株式会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸 南町二丁目2番41号	特定無し	4036700351

(9) 指定一般相談支援事業者(地域定着支援)

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援センタ ーほほえみ 北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目2番41号	株式会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸 南町二丁目2番41号	特定無し	4036700351

(10) 指定特定相談支援事業者(特定相談支援)

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援事業所 ブリッジ 北九州市若松区 浜町一丁目4番 15号	株式会社ブリッジ 代表取締役 小田直樹 北九州市若松区浜町一丁 目4番15号	特定無し	4036500157

相談支援センターほほえみ 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	株式会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4036700351
---------------------------------------	---	------	------------

(1 1) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
コペルプラス城野教室 北九州市小倉北区片野四丁目17番8号第9エールザビル203号室	株式会社コペル 代表取締役 大坪信之 東京都新宿区新宿四丁目1番6号JR新宿ミライナタワー10階	重症心身障害児以外	4057800163
チャイルドハートそね 北九州市小倉南区曾根北町2番22号	株式会社フロンティア 代表取締役 杉村陽子 北九州市小倉南区曾根北町2番22号	重症心身障害児以外	4057700256
あそび高須西 北九州市若松区高須西二丁目1番36号	合同会社遊びと学び子ども発達支援所 代表社員 行村浩章 山口県下関市長府前八幡町2番25号	重症心身障害児以外	4056500111

(1 2) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
チャイルドハートそね 北九州市小倉南区曾根北町2番	株式会社フロンティア 代表取締役 杉村陽子 北九州市小倉南区曾根北町2番22号	重症心身障害児以外	4057700256

22号			
あそなび高須西 北九州市若松区 高須西二丁目1 番36号	合同会社遊びと学び子ども発達支援所 代表社員 行村浩章 山口県下関市長府前八幡町2番25号	重症心身障害児以外	4056500111

(13) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 ブリッジ 北九州市若松区 浜町一丁目4番 15号	株式会社ブリッジ 代表取締役 小田直樹 北九州市若松区浜町一丁目4番15号	特定無し	4076500042
相談支援センター ほほえみ 北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目2番41号	株式会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4076700063

- 2 指定年月日
令和5年2月1日

北九州市告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項、第51条の25第2項及び第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号、第51条の30第1項第2号及び第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月7日

北九州市長 武内和久

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションほほえみ 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4016700215

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションほほえみ 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4016700215

(3) 指定障害福祉サービス事業者（行動援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションほほえみ	有限会社ほほえみ	特定無し	4016700215

シヨンほほえみ 北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目 2 番 4 1 号	代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸 南町二丁目 2 番 4 1 号		
---	--	--	--

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
ウェルビーチャ レンジ小倉セン ター 北九州市小倉北 区京町三丁目 1 番 1 号セントシ ティ北九州 B 1 階 B 1 5 5 B 区 画	ウェルビー株式会社 代表取締役 大田 誠 東京都中央区銀座二丁目 3 番 6 号	身体障害者 (内部障害)、知的障 害者、精神 障害者及び 難病等対象 者	4017801343

(5) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
リタの家 北九州市小倉北 区霧ヶ丘二丁目 1 4 番 2 号	合同会社リタの家 代表社員 安枝海斗 北九州市小倉北区霧ヶ丘 二丁目 1 4 番 2 号	知的障害者 及び精神障 害者	4027800186

(6) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援センタ ーほほえみ 八幡西区永犬丸 南町二丁目 2 番 4 1 号	有限会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸 南町二丁目 2 番 4 1 号	特定無し	4036700039

(7) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センターほほえみ 八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4036700039

(8) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センターほほえみ 八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者	4036700039

(9) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センターほほえみ 八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	特定無し	4076701467

2 廃止年月日

令和5年1月31日

北九州市公告第138号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月7日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和5年度償却資産申告書等印刷及び印字業務一式
- (2) 業務内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年12月20日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前5年間に、個人情報記載された書類の印字等の業務を地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課
 - イ 日時 この公告の日から令和5年5月9日まで（日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月10日午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和5年4月21日 午前10時

(4) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックスによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和5年4月24日午後4時30分までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和5年4月25日午前11時30分までにファックスで行う。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和5年5月9日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり、下記のア及びイの競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類一覧表（物品用）

イ 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写し

(2) 申請書等の提出

ア 前号アの資料は、北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードした様式を使用すること。

北九州市技術監理局契約部ホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/>

イ 提出期間 この公告の日から令和5年4月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時

から午後4時30分まで並びに同月20日午前9時から午前11時30分まで

ウ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

エ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和5年4月20日午後5時までに通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-3210

FAX 093-582-8611

北九州市告示第 139 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市ほたる館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 7 日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
九州造園・グリーンワーク共同事業体 代表者 株式会社九州造園	北九州市小倉北区大畠二丁目 10 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立香月・黒川ほたる館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月7日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
香月・黒川ほたる館運営協議会 会長 岩本 正	北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市交通局公告第12号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月7日

北九州市交通局長 福本 啓二

1 委託内容

- (1) 業務名 旅客自動車のタイヤ管理業務
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和5年4月24日から同年6月30日まで。ただし、この契約に係る令和5年度の本予算成立後、遅滞なく発注者において異議がない旨の意思表示があったときは、この契約による契約期間は、令和6年3月31日まで延長するものとする。
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局営業推進課

(2) 期間

この公告の日から令和5年4月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月20日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

3 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局営業推進課

(2) 期間

ア 持参する場合は、この公告の日から令和5年4月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、この公告の日から令和5年4月19日午後4時30分までに必着のこと。

5 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札日時 令和5年4月20日 午後2時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8412